**馬場区自治会　災害対応マニュアル（浸水害編）**

**１　目的**

　　このマニュアルは、河川氾濫または内水氾濫の恐れがある場合における自主防災組織の災害対応に関し、必要な事項を定めることを目的とし、併せて、災害対応を明文化することで自主防災活動を持続的な活動とするために作成するものである。

**２　対応体制**

災害対応は会長、副会長、情報班、避難誘導班など別紙組織図（Ｐ．５）のとおりとする。

**３　本部の設置**

本部のメンバーは会長、副会長及び各班長とし、時期に応じて地区の避難所となっている次の場所に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 一時避難所 | 馬場区自治会館 |
| 公的避難所 | 和水町中央公民館 |

なお、設置の時期については第５項に別途記載。

**４　一時避難所の鍵の保管**

鍵は会長のほか関係者が所有しており、年度ごとに替わる場合もあるため、所有者は常に把握しておき、会長不在時にも別の者が一時避難所を開設できるようにしておくこと。

**５　行動手順等**

　　災害時における行動手順及びその実行者等を以下に定める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行動 | 実施時期 | 担当 | 内　容 |
| ①情報収集・  伝達  ※随時 | 次の２点に該当する場合  ・大雨注意報発表、　かつ今後も強い雨が予想されている  ・菊池川が水防団待　機水位に到達  なお、会長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。 | 会長、副会長  情報班 | 会長、副会長、情報班は、町からの防災行政無線による情報はもとより、携帯やラジオ等から情報を収集し、危険が予想される場合には、連絡網（P.　　）を用いて各班長に自宅待機等の連絡を行う。  ※和水町内はもとより、菊池川上流（菊池市）の雨量や水位にも注意すること |
| ②役員の招集  及び本部会  議開催 | 次の2点に該当する場合  ・大雨警報発表、　　かつ今後も強い雨が予想されている  ・菊池川が氾濫注意　水位に到達  なお、会長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。 | 会長、副会長  各班長 | 会長は、連絡網により本部へ役員を招集し、本部会議を開催する。本部会議では以下の内容を決定・確認する。  　○住民避難の時期  　○体制の確認  　○各班員への出動要請時期  　○町への公的避難所開設の要請時期  　なお、本部会議の決定事項（特に避難誘導の開始等）は、各班長は班員へ連絡する。 |
| ③避難誘導・  声かけ  （一部住民） | 次のいずれかに該当する場合  ・避難準備情報発令  ・菊池川が避難判断　水位に到達  なお別途、会長から指示があった場合はこの限りではない | 避難誘導班  隣保班長  避難支援者 | 避難行動要支援者については個別に、避難支援者とともに一般住民と連携して避難支援を行い、馬場区自治会館へ搬送または同行避難する。  　併せて、一般住民へ自主避難を呼び掛ける。 |
| ④馬場区自治会館の開設・受入準備等 | ③と同時 | 生活班 | 生活班は、馬場区自治会館を開設し、受付簿（Ｐ.　　）の設置等、避難者の受入準備を行う。  　併せて、避難してきた避難行動要支援者の把握を行う。 |
| ⑤負傷者等の救護 | 適宜 | 救護衛生班 | 負傷者を発見した場合、状況に応じて避難所への搬送または１１９番通報を行い、その旨を会長へ報告する。  また、（可能であれば）親族へも併せて連絡する。 |
| ⑥避難誘導・  　声かけ  （全住民） | ・菊池川が氾濫危険　水位に到達  または  ・中央公民館が開設（避難勧告が発令）された場合 | 避難誘導班 | 避難誘導班は、中央公民館の開設や避難勧告の発令を自らもしくは情報班等から入手し、住民にその情報を伝達するとともに中央公民館へ誘導する。 |
| ⑦本部機能の移転及び避難行動要支援者の移動 | 中央公民館の開設後 | 会長、副会長  情報班  救護衛生班  生活班 | 中央公民館が開設された場合、本部機能を中央公民館へ移転する。  　併せて、避難行動要支援者の馬場区自治会館からの移動を支援する。 |
| ⑧避難状況確認 | 住民の避難開始後、随時 | 会長  生活班 | 生活班は、避難者の受付を行うとともに、住民の避難状況についてとりまとめ、会長へ報告する。 |
| ⑨二次災害の  防止 | 住民の避難所受け入れ後、随時 | 救護衛生班 | 救護衛生班は二次災害の防止のため、避難者の体調確認、要望の聴取等を随時行う。 |
| ⑩炊き出し | 適宜 | 生活班  その他班員 | 生活班は、住民が持ち寄った食材等により必要に応じて炊き出しを行う。 |
| ⑪役場等への情報提供 | 適宜 | 会長、副会長 | 会長は、安否が確認できない住民の情報など必要な情報は、適宜役場や消防団等へ情報を提供する。 |
| ※その他 | － | 本部メンバー | 上記に記載のない不測の事態には、その都度協議し必要な措置をとることとする。 |

　　上記行動において各班で用意しておくべき資機材等は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職名 | 共通資機材 | 役割別に必要な物 |
| 情報班 | 懐中電灯、携帯電話、ヘルメット、ベスト、自家用車 | 携帯ラジオ |
| 避難誘導班 | 拡声器、誘導棒、ロープ、簡易担架等 |
| 救護衛生班 | 救急セット（消毒液、包帯、湿布、体温計、三角巾等） |
| 生活班 | 調理用器材、食材等 |

**６　多様な情報収集・伝達手段の確保**

　　自主防災クラブのメンバーは、会長・副会長や情報班に限らず、普段から携帯やテレビ、ラジオなど多様な媒体から情報を収集する手段を確保しておき、さらに拡声器等のできるだけ広範囲に一斉に避難を呼び掛けることが可能な資機材の整備に努めること。

**７　住民全体の防災意識の向上**

　　本地区は、外水・内水氾濫により地区一体が浸水し避難ルートが途絶える可能性があるため、住民一人ひとりが自ら情報を収集し早めの自主避難を心掛けるよう、自主防災クラブとして普段からあらゆる機会を捉えて啓発を行い、自助の強化に努めること。

**【馬場区自治会組織図】**

**会　　長**

**副　会　長**

**情報班**

◎（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

**救護衛生班**

◎（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

**生活班**

◎（　　　　　）

　（　　　　　）

　（　　　　　）

　（　　　　　）

**避難誘導班**

◎（　　　　　）

（　　　　　）

　隣保班長

　避難支援者

**各班の役割**

|  |  |
| --- | --- |
| 役　割 | 大まかな内容 |
| 会長・副会長 | 全体の意思決定、本部会議の開催、情報の収集 |
| 情報班 | 気象情報、河川水位情報、避難情報等の情報収集・伝達 |
| 避難誘導班 | 住民の避難誘導、避難行動要支援者の避難支援 |
| 救護衛生班 | 負傷者等の救護、避難所における避難者の体調確認・要望の聴き取り等 |
| 生活班 | 一時避難所及び公的避難所における避難者の把握、避難状況のとりまとめ、炊き出し |

＜災害対応の大まかな流れ＞

**本部会議**

対応方針の決定等

**会　　　長**

**副　会　長**

**各　班　長**

各班員の招集・行動開始

**情報班**

**避難誘導班**

**救護衛生班**

**生活班**

気象情報等の収集

各種情報伝達

避難誘導

要支援者の支援

避難者の把握

炊き出し

負傷者の搬送

避難所での救護

**馬　場　区　住　民**

避　難

**公的避難所または一時避難所**

＜参考資料：菊池川の水位情報＞



